

## II 入院基本料, 入院時食事療養費および特掲診療料等について

### 1 入院基本料等の施設基準

「入院基本料及び特定入院料に係る入院診療計画, 院内感染防止対策, 医療安全管理体制, 褥瘡対策及び栄養管理体制の基準」などから, 管理栄養士・栄養士業務関連部分を抜粋した。

#### 五 栄養管理体制の基準

- (1) 当該病院である保険医療機関内に, 常勤の管理栄養士が1名以上配置されている。
  - (2) 管理栄養士をはじめとして, 医師, 看護師その他の医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し, あらかじめ栄養管理手順(栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価, 栄養管理計画, 定期的な評価など)を作成する。
  - (3) 入院時に患者の栄養状態を医師, 看護職員, 管理栄養士が共同して確認し, 特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載している。
  - (4) (3)において, 特別な栄養管理が必要と医学的に判断される患者について, 栄養状態の評価を行い, 医師, 管理栄養士, 看護師その他の医療従事者が共同して, 当該患者ごとの栄養状態, 摂食機能および食形態を考慮した栄養管理計画を作成している。なお, 救急患者や休日入院した患者など, 入院日に策定できない場合の栄養管理計画は, 入院後7日以内に策定することとする。
  - (5) 栄養管理計画には, 栄養補給に関する事項(栄養補給量, 補給方法, 特別治療食の有無など), 栄養食事相談に関する事項(入院時栄養食事指導, 退院時の指導の計画など), その他栄養管理上の課題に関する事項, 栄養状態の評価の間隔などを記載する。また, 当該計画書またはその写しを診療録に貼付する。
  - (6) 当該患者について, 栄養管理計画に基づいた栄養管理を行うとともに, 栄養状態を定期的に記録している。
  - (7) 当該患者の栄養状態を定期的に評価し, 必要に応じて栄養管理計画を見直している。
  - (8) 特別入院基本料等および短期滞手術等基本料1を算定する場合は, (1)から(7)までの体制を満たしていることが望ましい。
  - (9) (1)に規定する管理栄養士は, 1か月以内の欠勤については, 欠勤期間中も(1)に規定する管理栄養士に算入することができる。なお, 管理栄養士が欠勤している間も栄養管理のための適切な体制を確保している。
- [以下, (10)および(11)は省略]

#### 六 医科点数表第1章第2部通則第8号に規定する基準

当該保険医療機関内に, 非常勤の管理栄養士または常勤の栄養士が1名以上配置されている。

### 2

#### 入院時食事療養に係る費用の額の算定に関する基準

##### (1) 食事療養の費用額算定表

##### a. 入院時食事療養(I)

- ① ②以外の食事療養を行う場合(1食につき640円)

##### 【算定要件】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て, 当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について, 当該食事療養を行ったときに, 1日に3食を限度として算定する。

- ② 流動食のみを提供する場合(1食につき575円)

##### 【算定要件】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て, 当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について, 当該食事療養として流動食(市販されているものに限る)のみを経管栄養法により提供したときに, 1日に3食を限度として算定する。

- ③ 特別食加算(1食につき76円)

##### 【算定要件】

別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは, 1日に3食を限度として加算する。ただし, a. 入院時食事療養(I)の②を算定する患者については, 算定しない。

- ④ 食堂加算(1日につき50円)

##### 【算定要件】

当該患者(療養病棟に入院する患者を除く)について, 食堂における食事療養を行ったときに加算する。

##### b. 入院時食事療養(II)

- ① ②以外の食事療養を行う場合(1食につき506円)

##### 【算定要件】

入院時食事療養(I)を算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者について, 食事療養を行ったときに, 1日に3食を限度として算定する。

- ② 流動食のみを提供する場合(1食につき460円)

##### 【算定要件】

入院時食事療養(I)を算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者について, 食事療養として流動食のみを経管栄養法により提供したときに, 1日に3食を限度として算定する。

### 3

#### 特掲診療料の医学管理等診療報酬の算定

##### (1) 外来栄養食事指導料

- ① 初回 260点
- ② 2回目以降 200点

##### 【算定要件】

別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において, 入院中の患者以外の患者で